

令和 5 年度

**千葉県サービス管理責任者及び
児童発達支援管理責任者基礎研修**

講義資料



千葉県健康福祉部障害福祉事業課

令和5年度千葉県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修 講義プログラム

日程	項目(講義名)	内容	担当者	頁
9:30 ~ 9:40	オリエンテーション	1日の流れの説明・研修制度について	千葉県健康福祉部障害福祉事業課	-
9:40 ~ 10:00	障害者総合支援法と児童福祉法 サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修制度・責務等	サービス管理責任者等の研修制度について理解する。 ・サービス管理責任者等の責務・運営基準上の取扱い ・障害福祉・児童福祉施策の動向について	千葉県健康福祉部障害福祉事業課 福嶋 裕次郎	1
10:00 ~ 10:20	サービス提供の基本的な考え方について	サービス提供の基本的な考え方を理解し、利用者中心のサービス提供を実施すること等について理解する。	社会福祉法人あひるの会 あかね園 松尾 公平	17
10:20 ~ 10:35	休憩			
10:35 ~ 11:20	サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画等の総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。 個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	社会福祉法人松里福祉会 小金基幹相談支援センター 桑田 良子	27
11:20 ~ 12:15	サービス提供のプロセス	サービス提供のプロセスを理解し、利用者中心のサービス提供をしていくことを理解する。 PDCA サイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法及び個別支援計画の意義を理解する。	社会福祉法人フラット 相談支援事業所「座ぐり」 飯ヶ谷 徹平	59
12:15 ~ 13:15	昼休憩			
13:15 ~ 16:30 ※休憩あり	サービス提供事業所の利用者主体 アセスメント	サービス提供を希望する利用者や家族理解を深めるための手法と視点を理解する。 1.概要 13:15~13:35 (20) 2.児童分野 13:35~14:35 (60) (休憩 14:35~14:50) 3.就労分野 14:50~15:20 (30) 4.自立訓練 15:20~15:40 (20) 5.自立生活援助・共同生活援助 15:40~16:10(30) 6.介護分野 16:10~16:30(20)	社会福祉法人嬉泉 袖ヶ浦ひかりの学園 菅原 良武 特定非営利活動法人 EPO Bring up ちば子ども発達センター 小山 恵美子 社会福祉法人あひるの会 あかね園 松尾 公平 社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団 千葉リハビリテーションセンター 篠原 正倫 株式会社 MARS 中田 健士 社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎あすみが丘 林 博樹	89
16:30 ~ 16:40	閉講・演習について		千葉県健康福祉部障害福祉事業課	

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修のカリキュラム構成

1日目	【講義】 障害者総合支援法と児童福祉法、サービス提供のプロセス、
2日目	相談支援（ケアマネジメント）の目的や視点・技術、地域への視点
3日目	【講義】 サービス提供の基本的な考え方 サービス等利用計画と個別支援計画の関係 サービス提供のプロセス サービス提供事業所の利用者主体アセスメント（分野別講義）

【演習課程に向けた事前課題（実地研修）】

・地域資源に関する情報収集

全体講義修了後に就業予定の事業所等が所在する地域（市町村・障害保健福祉圏域等）においての、日頃から連携や関係のある地域資源に関する情報を収集する。

4日目	【演習】 サービス提供プロセスの確認と個別支援計画作成の体験演習① (知的事例)
5日目	【演習】 モニタリング及び個別支援計画の修正の体験演習②

【後期インターバル（実地研修）】

・サービス提供プロセスの実践

（専従配置となっている）サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）によるスーパービジョンのもと、サービス提供プロセスに基づいたサビ管（児発管）として個別支援計画原案作成等の2年間の実務経験を経て実践研修へ。

障害者総合支援法と児童福祉法 サービス管理責任者・児童発達支援 管理責任者の研修制度・責務等

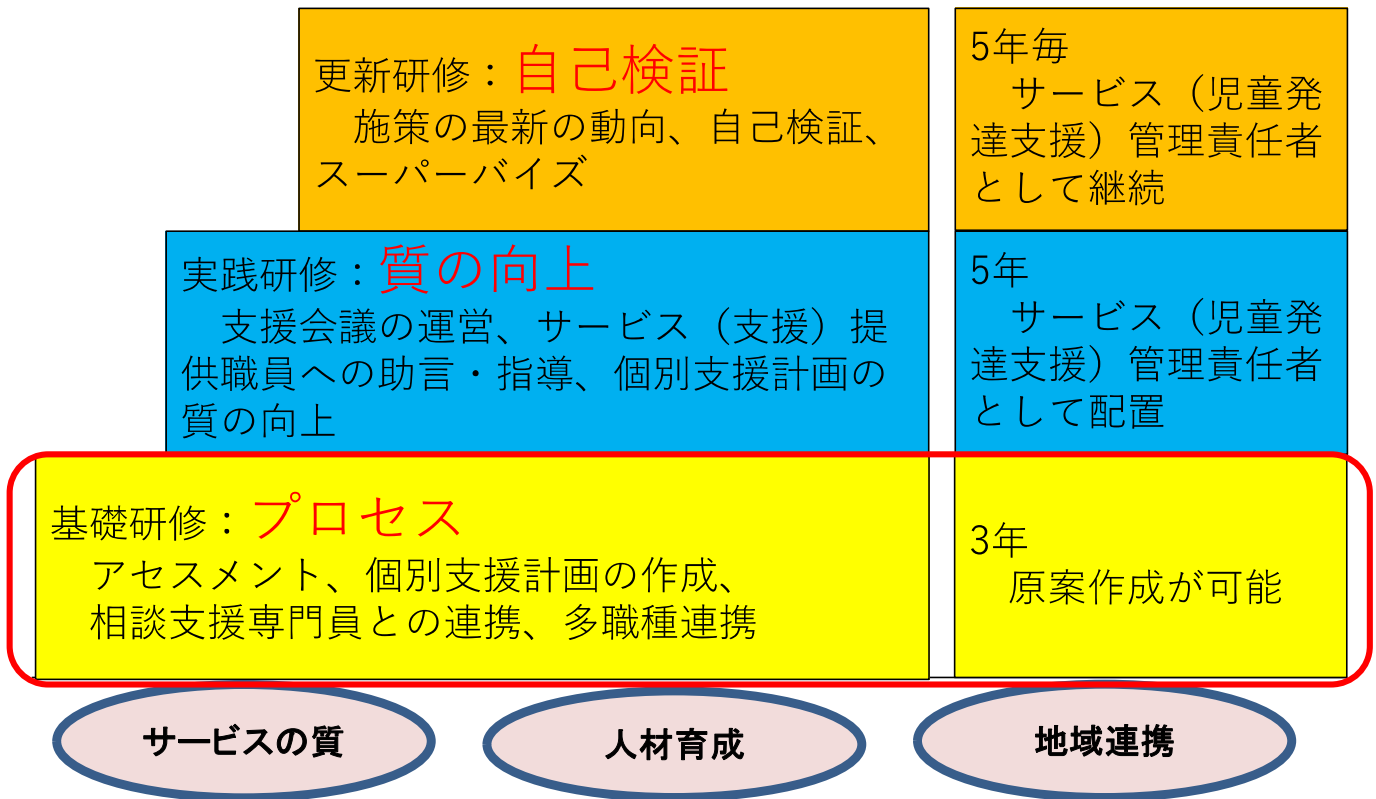
千葉県健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班 福嶋 裕次郎

この講義のねらい

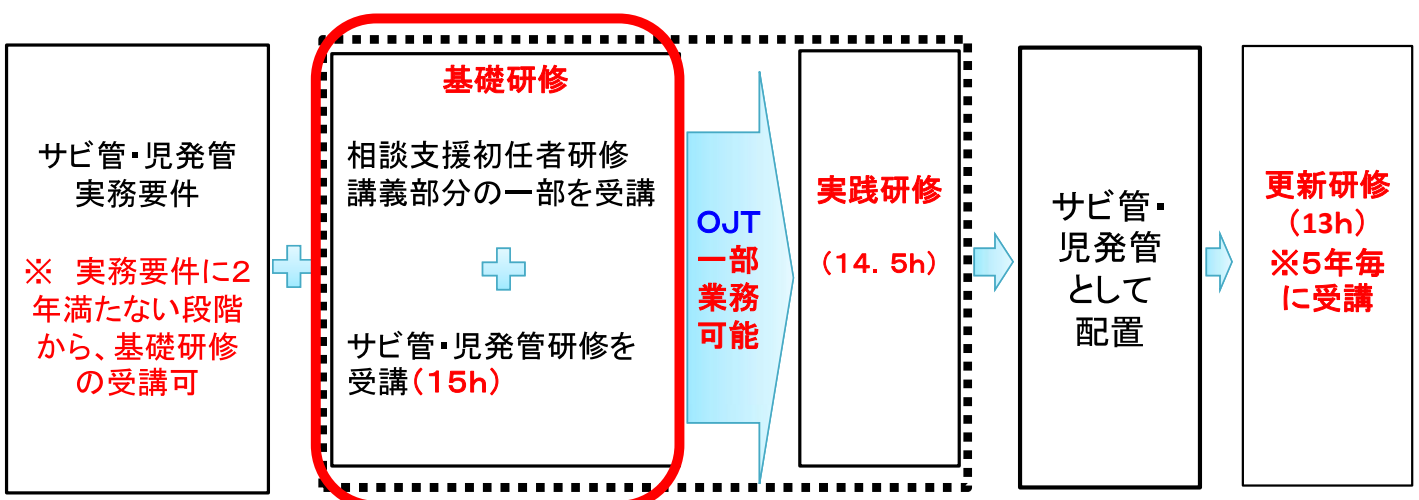
- ・ サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の研修制度を理解する。
⇒ 自身がサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になるまでの流れを理解する。
- ・ サービス管理責任者等の業務・責務を確認。
⇒ 他の職員とどう違うのかを明確にする。

基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

厚生労働省 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料から引用



基礎・実践・更新研修の流れ



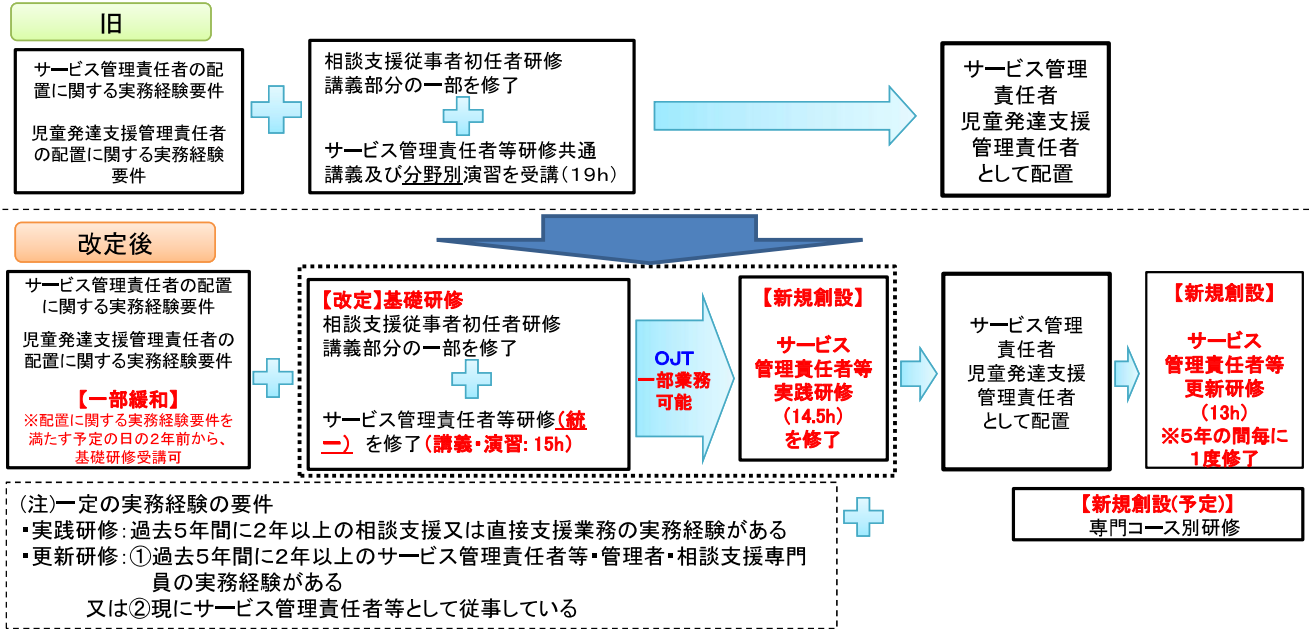
(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサビ管・児発管等の実務経験がある又は②現にサビ管・児発管等として従事

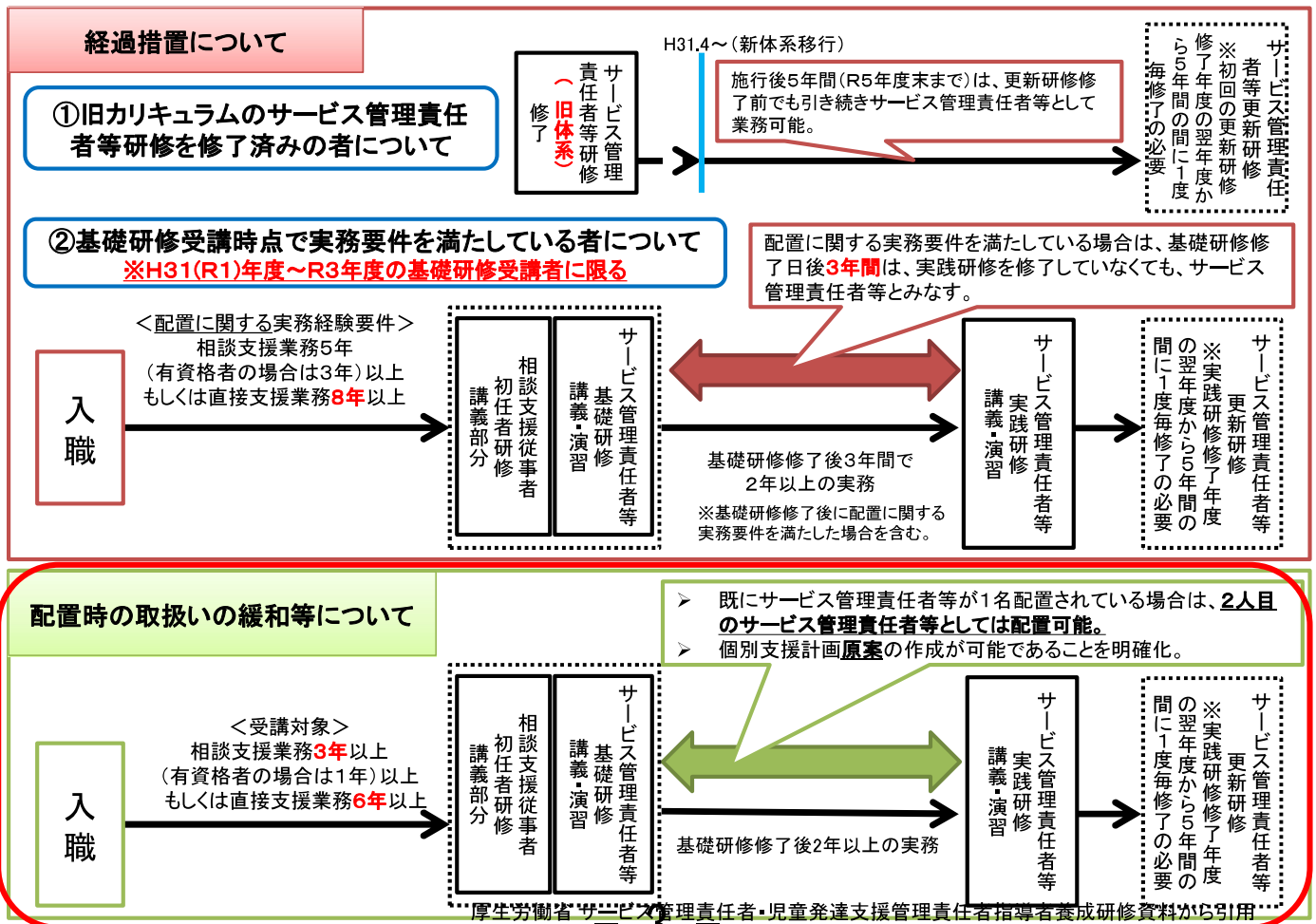
資格取得のための研修としては、およそ2～3年間かけた内容である！

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

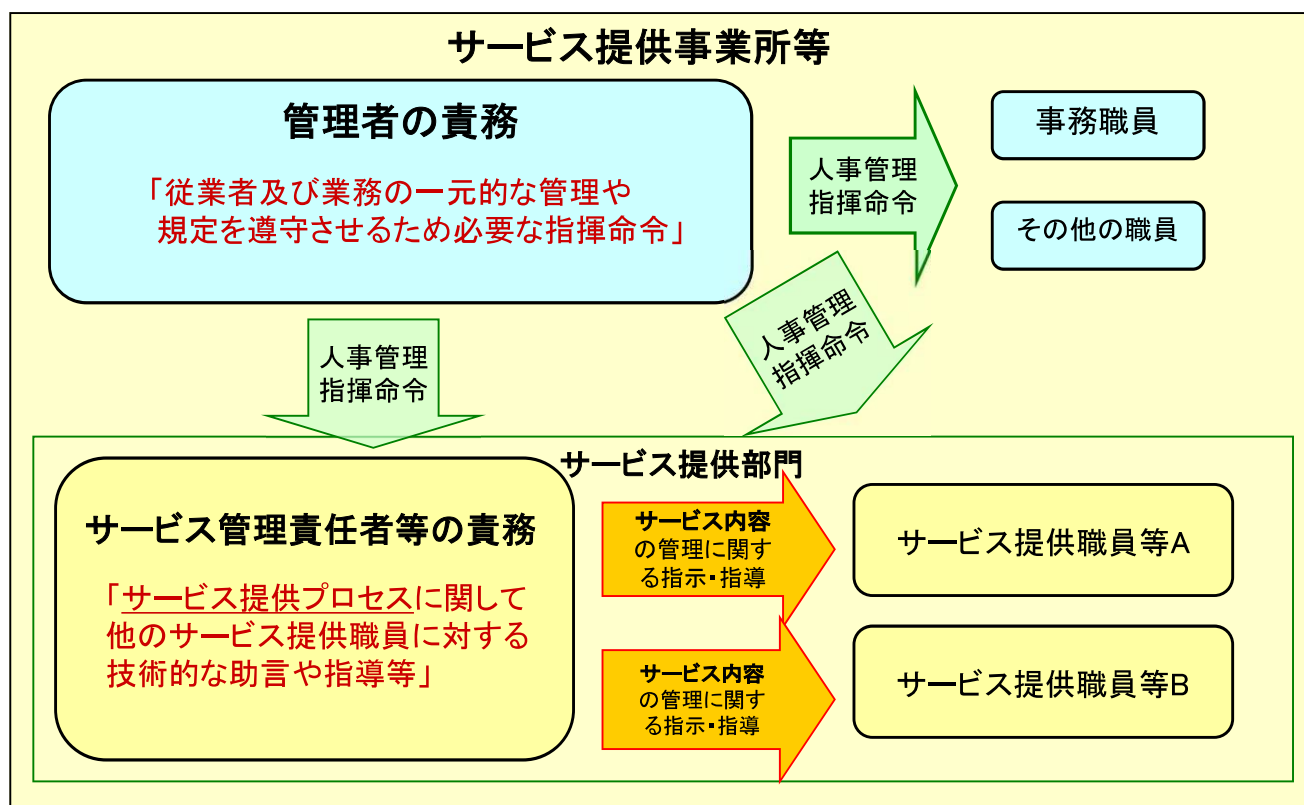


サービス管理責任者等の制度上の位置づけ 障害福祉サービス事業者等の責務

- 1 関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うよう努めなければならない。
- 2 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 障害者等の人格を尊重するとともに、法令等を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

※【参考】障害者総合支援法第42条

サービス管理責任者等の制度上の位置づけ サービス管理責任者と管理者・職員との関係



「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

管 理 者	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
<p>①指定要件: 専従</p> <p>②対象者像: 施設長(管理職)を想定</p> <p>③要件: <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準) </p> <p>④根拠: 社会福祉法66条</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">⑤責務: 「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」</p>	<p>①指定要件: 専従で常勤</p> <p>②対象者像: サービス提供部門の管理職 又は指導的立場の職員を想定</p> <p>③要件: <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験(3～8年) ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講 </p> <p>④根拠: 総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">⑤責務: 「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」</p>

9

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ②

管理者の業務内容例	サービス管理責任者等の業務内容例
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者・市町村への契約支給量報告等 2. 利用者負担額の受領及び管理 3. 介護給付費の額に係る通知等 4. 提供するサービスの質の評価と改善 5. 利用者・家族に対する相談及び援助 6. 利用者の日常生活上の適切な支援 7. 利用者家族との連携 8. 緊急時の対応、非常災害対策等 9. 従業者及び業務の一元的管理 10. 従業者に対する指揮命令 11. 運営規程の制定 12. 従業者の勤務体制の確保等 13. 利用定員の遵守 14. 衛生管理等 15. 利用者の身体拘束等の禁止 16. 虐待防止や感染症・災害対策 17. 地域との連携等 18. 記録の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者に対するアセスメント 2. 個別支援計画の作成と変更 3. 個別支援計画の説明と交付 4. サービス提供内容の管理 5. サービス提供プロセスの管理 6. 個別支援計画策定会議の運営 7. サービス提供職員に対する技術的な指導と助言 8. サービス提供記録の管理 9. 利用者からの苦情の相談 10. 支援内容に関連する関係機関との連絡調整 11. 管理者への支援状況報告

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

【根拠条例】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例88号)

↑厚生労働省令で定める基準を基に制定されるもの。

第3章 療養介護

第51条(従業者の員数)

指定療養介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

四 サービス管理責任者

(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

指定療養介護事業者ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が60以下 1人以上

ロ 利用者の数が61以上 1人に利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

個別支援計画の作成

- ① 管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

※【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第60条

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境 及び 日常生活全般の状況等 の評価を通じて **利用者の希望する生活や課題等の把握**(「**アセスメント**」)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

③ アセスメントに当たっては、**利用者に面接**して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

④ サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、**利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援の目標 及び その達成時期、支援を提供する上での留意事項等**を記載した **個別支援計画の原案を作成**しなければならない。

この場合において、当該事業所が提供する支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

⑤ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る **会議を開催**し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

「利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。」

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

⑥ サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について **利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意**を得なければならない。

⑦ サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該 **個別支援計画を利用者に交付**しなければならない。

サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

- ⑧ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、**個別支援計画の実施状況の把握**(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「**モニタリング**」という。)を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直し**を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

- ⑨ サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に**利用者に面接**すること。
 - 二 定期的にモニタリングの**結果を記録**すること。

サービス管理責任者等の責務 (療養介護の例)

サービス管理責任者の責務

- ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所**以外**における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

サービス管理責任者等の責務 (療養介護の例)

② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

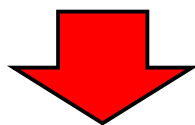
③ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

サービス管理責任者等の責務 (共同生活援助の例)

共同生活援助については、先の3つに加えて、下記の事項が責務として規定されています。

● 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

日中活動系サービス



利用者が円滑に日中活動系サービスを利用できるための支援(連絡調整など)も必要。

児童発達支援管理責任者の責務 (障害児通所支援の例)

児童発達支援管理責任者の責務

① 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

② **他の従業者に対する技術指導又は助言**を行うこと。

※【参考】児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第29条

児童発達支援管理責任者の責務 (障害児入所支援の例)

障害児入所の場合は先の2つに加えて下記の事項が責務として規定されています。

児童発達支援管理責任者の責務

● 障害児について、その心身の状況等に照らし、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービス その他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、保護者及び障害児の希望を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

令和3年度障害福祉サービス等 報酬改定における改定内容 (一部抜粋)

～障害者虐待と身体拘束～

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ① 協会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③ 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

目的

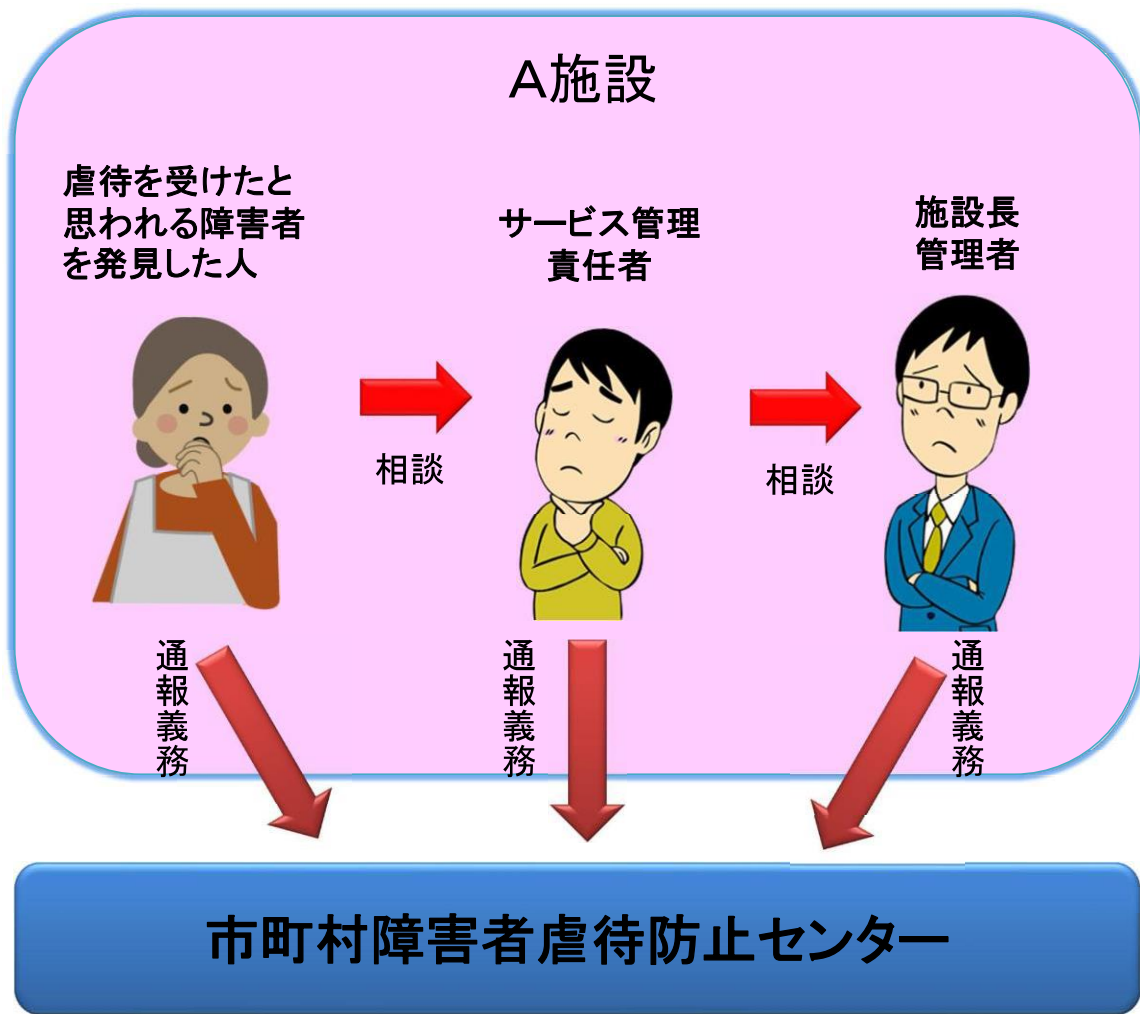
令和4年度 強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)基礎研修資料から引用

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - 養護者による障害者虐待
 - 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - 使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。



令和4年度 強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)基礎研修資料から引用

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、**減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、**運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的に開催**するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、**令和5年4月から適用**する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

令和4年度 強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)基礎研修資料から引用

Q & A(平成31年3月29日)

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

令和4年度 強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)基礎研修資料から引用

ご清聴ありがとうございました

ご清聴
ありがとうございました

